

氷見市若者・女性のキャリアアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市若者・女性のキャリアアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 補助金の交付申請日において、満39歳以下の者をいう。
- (2) 市内企業 市内に本店、支店、営業所その他事業所を有し、現に事業活動を行っている法人又は個人事業主をいう。
- (3) 必須・推奨資格 市内企業が、その業務を遂行する上で必須と定めている資格、又は取得を推奨している資格をいう。
- (4) 奨励金等 勤務先企業が従業員の資格取得を支援するために支給する奨励金、報奨金、合格祝金その他これらに類する給付をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、人手不足に直面する市内企業における業務効率化を推進するとともに、若者及び女性がその能力を十分に発揮し、継続的な活躍及び定着を図ることを目的とし、専門性向上のための資格取得等に要する経費を補助することにより、市内企業への採用促進及び将来の人材確保を強力に後押しするため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する若者又は女性とする。

- (1) 市内企業に新たに採用されることを目的として、採用前に必須・推奨資格を取得し、当該資格を活かして市内企業に採用された者（以下「採用時取得枠」という。）
 - (2) 市内企業に雇用されている者で、就業を継続しながら必須・推奨資格を取得した者（以下「採用後取得枠」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市内企業に雇用されている者のうち、市外の事業所に勤務する者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内企業が必須・推奨資格の取得に要した費用のうち、次に掲げるものとする。ただし、当該企業から奨励金等の支給を受ける場合は、当該額を補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 資格試験に直接必要となる受験料、教材費、交通費
- (2) 資格取得に直接必要となる講習の受講料
- (3) 免許・資格証の登録手数料

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、専修学校等の養成課程を経て取得する免許及び資格に係る経費については、補助の対象としなない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とする。ただし、1回あたりの補助上限額は25千円とする。

2 補助金の交付は、同一の者に対し、第4条第1号（採用時取得枠）及び第2号（採用後取得枠）の区分ごとに各1回、通算2回を限度とする。

（交付の要件）

第7条 補助金の交付を受けるには、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 採用時取得枠の場合、資格取得日が採用日の1年以内であり、かつ、当該資格が採用先の市内企業において必須・推奨資格であることを当該企業が証明できること。
- (2) 採用後取得枠の場合、資格取得日において市内企業に雇用されており、かつ、当該資格が現在の職務又はキャリアアップにおいて必須・推奨資格であることを当該企業が証明できること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

（交付申請及び実績報告）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、資格取得後（採用時取得枠の場合は採用後）に、キャリアアップ支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 資格取得を証する書類（合格証書の写し等）
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書の写し等）
- (3) 勤務先企業による「資格必要性証明書（事業者が必須・推奨であることを証するもの）」（様式第2号）
- (4) 雇用関係を確認できる書類（雇用契約書、健康保険証の写し等）
- (5) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、氷見市若者・女性のキャリアアップ支援事業費補助金交付決定及び確定通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。